

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	2-条例2
処分の種類	公園施設等を損傷又は滅失したときの弁償又は原状回復			
根拠法令条例等・条項	長野県都市公園規則第21条			
処分の概要	都市公園の施設又は物品を損傷し、又は滅失したときの弁償又は原状回復の指示			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】長野県都市公園規則第21条 都市公園を利用する者は、都市公園の施設又は物品を損傷し、又は滅失したときは、遅滞なくその旨を知事に届け出て、その指示によってこれを弁償し、又は原状に復さなければならない。</p>			
基準の制定根拠	長野県都市公園規則第21条			